

計画相談支援の制度的課題と当事者主体の支援

ーピア・カウンセラーとしての視点からー

立命館大学大学院 白杉 眞 (8512)

[キーワード] 計画相談支援給付費、基本相談支援、エンパワメント

1. 研究目的

2012年4月、障害者自立支援法の改正に伴い相談支援の再編が行われた。とりわけ注目されている特定相談支援は、給付費を伴わない「基本相談支援」と、サービス利用支援及び継続サービス利用支援といった給付費を伴う「計画相談支援」に分かれる。発表者の活動拠点であるC市は、「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為、継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」（C市2014：1「計画相談支援Q&A」<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000167/167348/26-2keikakusoudanshiennQA.pdf>）とする。

2012年4月以降、利用者の計画相談支援への移行のため3年間の移行期間を経ても京都市の達成率は低い状況で、その主な原因として、給付費の低さと仕事量の不均衡がある。

本研究では、計画相談支援でいわれている給付費と仕事量の不均衡で、具体的にどのような仕事があり、どれくらいの時間を費やしているのか事例を取り上げ、計画相談支援のよりよい仕組みを検討する。

2. 研究の視点および方法

発表者は、2010年1月に特定非営利活動法人を設立し、法人代表者の立場にある。同年7月に居宅介護及び重度訪問介護の事業指定を受け、2012年1月には相談支援の事業指定を受けた。現在は、居宅介護及び重度訪問介護、行動援護、移動支援の事業所、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援の事業所を運営している。

発表者は、法人代表者であると同時に相談支援事業の管理者でもあり、相談支援専門員としての活動も行っている。事業所や法人の運営状況を知る立場にあり、利用者の相談支援活動にも携わっている。よって、事業所を管理すると同時に相談支援専門員という視点に立ち、当該事業所の事例を取り上げ検討する。

3. 倫理的配慮

①引用文献について原著者名・文献名・出版年・引用箇所・URLを明示した。

②本研究は自験例の事例を使用しているため、当事者を特定できないよう匿名化した。ま

た、当事者には事前に事例使用の趣旨を文書で説明し、承諾を得た上で押印いただいた。

③自験例の事例使用にあたり、相談支援記録等、資料が膨大であるため一部割愛・要約した。

4. 研究結果

Aさんに関わり3年になる。自立生活移行のタイミングで計画相談支援を当該事業所で受けた。介助者が出入りし、常に介助者がいる暮らしに慣れておらず、手探りでのスタートだった。発表者も3日に1回のペースでAさんの自宅に通った。本当に様々な課題が日常的に起こった。ある程度、落ち着いてきた現在でも、この日は介助者を派遣できないため、他の事業を探してほしい、先月は計約時間数を超える時間数の利用があったため、他の事業所との時間数の調整をお願いしたいなど、とくに月初めそれにかかる仕事が立て込む。Aさんの場合、継続サービス利用計画は3ヶ月で設定しているため、給付費を算定できるのは3ヶ月に1回(1300単位/回)である。

Bさんは、他の相談支援事業所が受けていたが、当該事業所で引き継ぐかたちで受けた。Bさんの介助で入っている事業所は12ヶ所にのぼる。Aさんと同様で月初めの事業所間の時間数調整は毎月ある。また、特別な活動にも参加されており、事業所からの声への対応、本人と事業所との衝突も時折あり、対応に追われることもある。それで、事業所が撤退し、新規の事業所を探していかないといけないことが多々ある。Bさんに関しては月初めの時間数調整と新規の事業所探しが仕事の大半である。

結果、給付費算定の対象外の仕事が大半であり、算定できる給付費でその仕事を担う。こうした状況は相談支援事業所のすべてとっていいであろう事業所が抱えている。

5. 考察

基本相談支援には「障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整」(C市2014:2「計画相談支援Q&A」<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000167/167348/26-2keikakusoudanshiennQA.pdf>)と記載されている。月初めの時間数調整や新規の事業所探しはこれに該当するだろう。しかし、ここの仕事が大変で、介助時間数が多ければ多いほど事業所の数も多くなり事業所対応も大変になる。ここは給付費の算定対象にすべきであるが、ここの仕事は算定対象でここからは対象外と線引きするとどうしても溢れる仕事は出てくる。例えば障害支援区分に応じ利用者ごとに一括給付といった形のほうがシンプルだろう。

また、現在の単価数が低すぎることで算定対象が狭すぎる。相談支援事業所として独立させることは不可能な仕組みである。国は、相談支援の充実を図るとしながら、事業者数が増えない。仕組みが明らかに矛盾している。そもそも利用者のエンパワメントにサービス等利用計画の義務付けはおかしい。相談支援の仕組みを抜本的に見直す必要がある。